

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その208：「警戒レベル」の変更）（5月26日発表）

• 2022/05/30 月 11:50

【ポイント】

5月26日、フィリピン政府は、6月1日から6月15日それぞれの地域の警戒レベルを発表しました。

【本文】

5月26日、フィリピン政府は、6月1日から6月15日までのそれぞれの地域のCOVID-19対応のための警戒レベルを以下のとおり変更することを発表しました。

(1) 「警戒レベル1」を課す地域

【ルソン地方】

- ・ マニラ首都圏（NCR）
- ・ コルディリエラ行政地域（CAR）：アブラ州、アパヤオ州、カリंगा州、マウンテン州、バギオ市
- ・ 地域1（イロコス地域）：北イロコス州、南イロコス州、ラ・ウニオン州、パンガシナン州、ダグパン市
- ・ 地域2（カガヤンバレー地域）：バタネス州、カガヤン州、イザベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州、キリノ州、サンティアゴ市
- ・ 地域3（中部ルソン地域）：アウロラ州、バターン州、ブラカン州、ヌエヴァ・エジハ州、パンパンガ州、タルラック州、サンバレス州、アンヘレス市、オロンガポ市
- ・ 地域4A（カラバルソン地域）：バタンガス州、カビテ州、ラグナ州、リサール州、ルセナ市
- ・ 地域4B（ミマロパ地域）：マリンドウク州、オリエンタル・ミンドロ州、ロンブロン州、プエルト・プリンセサ市
- ・ 地域5（ビコル地域）：アルバイ州、カタンドゥアネス州、ナガ市

【ビサヤ地方】

- ・ 地域6（西ビサヤ地域）：アクラン州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、バコロド市、イロイロ市
- ・ 地域7（中部ビサヤ地域）：シキホール州、セブ市、ラプラプ市、マンダウエ市
- ・ 地域8（東ビサヤ地域）：ビリラン州、東サマール、南レイテ、オルモック市、タクロバン市

【ミンダナオ地方】

- ・ 地域9（サンボアング半島地域）：サンボアング市
- ・ 地域10（北ミンダナオ地域）：ブキドノン州、カミギン州、西ミサミス州、東ミサミス州、カガヤン・デ・オロ市、イリガン市
- ・ 地域11（ダバオ地域）：ダバオ市、東ダバオ州
- ・ 地域13（カラガ地域）：南スリガオ州、ブトゥアン市

(2) 「警戒レベル1」を課す地方自治政府

【ルソン地方】

- ・ コルディリエラ行政地域（CAR）：ロオク（Looc：西ミンドロ州）
- ・ 地域5（ビコル地域）：パンプローナ（Pamplona：南カマリネス州）、マンダオン（Mandaon：マスバテ州）

【ビサヤ地方】

- ・地域 8（東ビサヤ地域）：ヴィラバ（Villaba：レイテ州）

【ミンダナオ地方】

- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：サルグ（Salug：北サンボアンガ州）、ラプヤン（Lapuyan：南サンボアンガ州）
- ・地域 11（ダバオ地域）：ナブントゥラン（Nabunturan：ダバオ・デ・オロ州）、ニュー・バターン（New Bataan：ダバオ・デ・オロ州）
- ・地域 13（カラガ地域）：サン・フランシスコ（San Francisco：南アグサン州）、ディナガット（Dinagat：北スリガオ州）、ディナガット諸島（Dinagat Islands：北スリガオ州）、メイニット（Mainit：北スリガオ州）

(3)「警戒レベル2」を課す地域

【ルソン地方】

- ・コルディエラ行政地域（CAR）：ベンゲット州、イフガオ州
- ・地域 4A（カラバルソン地域）：ケソン州
- ・地域 4B（ミマロパ地域）：オクシデンタル・ミンドロ州、パラワン州
- ・地域 5（ビコル地域）：北カマリネス州、南カマリネス州、マスバテ州、ソルソゴン州

【ビサヤ地方】

- ・地域 6（西ビサヤ地域）：アンティーケ州、西ネグロス州
- ・地域 7（中部ビサヤ地域）：ボホール州、セブ州、東ネグロス州
- ・地域 8（東ビサヤ地域）：レイテ州、北サマール州、サマール州

【ミンダナオ地方】

- ・地域 9（サンボアンガ半島地域）：イサベラ市、南サンボアンガ州、北サンボアンガ州、サンボアンガ・シブガイ州
- ・地域 10（北ミンダナオ地域）：北ラナオ州
- ・地域 11（ダバオ地域）：北ダバオ州、南ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州、西ダバオ州
- ・地域 12（ソクサージェン地域）：ジェネラル・サントス市、コタバト州、サランガニ州、スルタン・クダラット州、南コタバト州
- ・地域 13（カラガ地域）：北アグサン州、南アグサン州、ディナガット・アイランズ州、北スリガオ州
- ・バンサモロ自治地域（BARMM）：バシラン州、コタバト市、南ラナオ州、マギンダナオ州、スールー州、タウイタウイ州

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 168-A 号：警戒レベルの変更）
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/05may/20220526-IATF-Resolution-168A-RRD.pdf>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

.....

この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジンに登録をお願いします。

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○ 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○ 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html